## ≪議題1≫資料1 (議題説明資料)

### 千葉県職員倫理規則の一部改正について

「県土整備部における不適正事案に係る検討会議」からの提言を踏まえて、<u>自己負担等により</u> 利害関係者と飲食を行う場合の届出について、金額による基準を設けないこととするとともに、 不適切な関係につながるリスクの低いものを対象外とするため、別紙新旧対照表のとおり「千葉県 職員倫理規則」の一部を改正することとしたい。

#### 1 現行の届出制度の目的・概要

- 自己の飲食に要する費用を自己又は利害関係者以外の第三者が負担する場合には、利害関係者との飲食は禁止されていないが、1万円を超えるような高額の飲食は、その形態によっては、接待を受けていると誤解される可能性も否定できないことから、原則として事前に届出をさせることにより倫理監督者に対して当該飲食の事実を明らかにし、職員の行動に係る透明性を確保することを目的としている。
- ただし、「多数の者が出席する立食パーティーにおける飲食」や「私的な関係がある利害 関係者との飲食」については、<u>県民の疑惑や不信を招くおそれはないと考えられる</u>ことから、 届出の対象から除外されている。

#### 2 検討会議からの提言及び今後の取組方針の内容

提言	○ (利害関係者との飲食について)より透明性を高め、不適切な関係につながらないよう、1万円以下の場合についても届出の対象とするよう見直しを図るべきである。 ○ 不適切な関係につながる可能性が低い飲食や透明性の確保されている飲食を届出
	の対象から除外することや、より事務負担が少ない提出方法を認めること等により、
	職員及び利害関係者双方の負担を軽減し、制度の実効性を確保する方法を検討する
	べきである。
取組	○ 自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合の届出の対象について、現在「自
方針	己の飲食に要する費用が1万円を超えるもの」としているところを、金額による基
	準を設けないこととする。
	○ 利害関係者との飲食のうち、不適切な関係につながるリスクの低いものは届出の
	対象外とし、また実効性を確保するため、より簡便な届出の方法を導入する。

#### 3 千葉県職員倫理規則の改正内容

#### (1) 金額基準の撤廃(規則第10条柱書)

「自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは」という記載を削る。

#### (2) 届出の対象から除外する事由の追加(規則第10条各号列記)

届出を不要とする飲食を列記した各号に、<u>透明性が確保されている</u>など、利害関係者との 不適切な関係につながるリスクの低い飲食と認められる飲食の類型を加える。

⇒別紙新旧対照表のとおり

#### 4 施行期日

令和7年4月1日

別紙

#### 新旧対照表

改正案

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

- 第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者 の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合には、 次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定 める事項を倫理監督者に届け出なければならない。 ただし、 やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができな かったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。
  - ― 県又は県に事務局を置く法人その他の団体が主催する 会議その他の会合(飲食をすることが予定されたものに限 る。)において、利害関係者と共に飲食をするとき。
  - 二 事業者等により構成される法人その他の団体(商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とするものを除く。)の社員総会、評議員会、理事会その他これらに類する会議又は当該団体が主催する講演会、講習会その他これらに類する会合(職員が職務として出席するこれらの会議又は会合に限る。)に付随して当該団体が主催する会合において、利害関係者と共に飲食をするとき。
  - 三 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
  - 四 <u>勤務する時間(当該時間に係る休憩時間及び休息時間を</u>含む。) 内において、利害関係者と共に飲食をするとき。
  - 五 公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) 第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法第 三条第一項に規定する地方公務員をいう。)である利害関係者と共に飲食をするとき。
  - ∴ 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。
  - <u>七</u> 自己の飲食に要する費用について県の負担により利害 関係者と共に飲食をするとき。

現行

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第十条 職員は、自己の飲食に要する費用について利 害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一 万円を超えるときは、次の各号に掲げる場合を除き、 あらかじめ、倫理監督者が定める事項を倫理監督者に届け出なければならない。 ただし、 やむを得ない 事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

(新設)

(新設)

多数の者が出席する立食パーティーにおいて、
利害関係者と共に飲食をするとき。

(新設)

(新設)

三 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(新設)

# ≪議題1≫資料1 (議題説明資料)

改正案	現行
附則	
(施行期日)	
1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附	
則第三項の規定は、公布の日から施行する。	
(経過措置)	
2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に自己	
の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらない	
で利害関係者と共に飲食をした場合における倫理監督者へ	
の届出については、改正後の千葉県職員倫理規則(以下「新	
規則」という。)第十条の規定にかかわらず、なお従前の例	
による。	
3 職員は、施行日以後に自己の飲食に要する費用について利	
害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をしよ	
うとする場合(新規則第十条各号に掲げる場合を除く。)に	
は、施行日前においても、同条の規定の例により倫理監督者	
に届け出ることができる。この場合において、その届出をし	
た者は、施行日において同条の規定による届出をしたものと	
みなす。	